

令和3年度 評価基準の見直しについて (業務)

令和3年3月26日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和3年4月1日以降に公告（公示）する業務より適用するものです。
- ◆個別の業務に適用される評価項目等は、各業務の入札説明書を参照してください。
- ◆本公表内容は変更する場合がありますので、以下のホームページで随時ご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

1. 新たな技術者資格(当該業務に特化した資格) 追加について1
2. 競争参加資格確認申請書(参加表明書)における提出資料の簡素化について2
3. 過年度関連業務資料(提供資料)のデジタル閲覧について...3

1. 新たな技術者資格（当該業務に特化した資格）の追加について

- 令和3年2月10日付けで国土交通省登録技術者資格として新規登録された「**港湾海洋調査士（総合部門）**」を「当該業務に特化した国土交通省登録資格」として追加する。

「当該業務に特化した資格」に該当する業務の評価イメージ

- 最高点評価は、「技術士又は博士」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- 次点評価は、「技術士又は博士」若しくは「当該業務に特化した資格」のいずれかを保有している場合とする。

管理技術者等保有資格

※配点例 (簡易型)

両方保有で最高点評価

1位 (20点)

○「技術士又は博士」に加え、
「当該業務に特化した資格」を保有

幅広い範囲の業務
をカバーする資格

2位 (16点)

○「技術士又は博士」
若しくは「当該業務に特化した資格」

いずれかの保有

3位 (12点)

○国土交通省登録技術者資格

当該業務に
特化した資格
を除く

4位 (8点)

○上記以外の資格(適宜設定)

「当該業務に特化した国土交通省登録資格(2点)」			
	施設分野	業務名	資格名
1	港湾施設	維持管理計画策定業務、点検・診断、設計	海洋・港湾構造物維持管理士
2	港湾施設	設計及び維持補修設計	海洋・港湾構造物設計士
3	港湾	深淺測量・水路測量	水路測量技術 1級(沿岸) 水路測量技術 1級(港湾)
4	港湾	深淺測量、磁気探査・潜水探査、 気象・海象調査、地質・土質調査、 海洋環境調査	(今回追加) 港湾海洋調査士(総合部門)
5	港湾	深淺測量	港湾海洋調査士(深淺測量)
6	港湾	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士(危険物探査)
7	港湾	気象・海象調査	港湾海洋調査士(気象・海象調査)
8	港湾	地質・土質調査	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
9	港湾	海洋環境調査	港湾海洋調査士(環境調査)

該当する業務に特化した資格がある場合

当該業務に特化した資格以外の登録資格 例)RCCM

例)APECエンジニア、発注者が同等の経験と能力を有すると認めた者

2. 競争参加資格確認申請書(参加表明書)における提出資料の簡素化について

・競争参加者の負担軽減を図るため、競争参加資格確認申請書(参加表明書)における提出資料のうち、企業の実績及び配置予定管理技術者の実績の確認資料を簡素化する。

(TECRISに登録された内容で業務実績の内容が確認できる場合は、TECRIS番号の記載のみとし、TECRIS登録内容出力データの添付を不要とする。)

現行

5) 関連資料

「同種又は類似業務」の業務実績として記載した業務に係る契約書等の写し(業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる契約書、仕様書、業務計画書、業務報告書等の該当ページ)を提出すること。

ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されており、業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる場合は、その出力データを証明資料として添付すれば、契約書等の写しを提出する必要はない。

なお、「同種又は類似業務」としての実績が全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の発注した業務に係る実績である場合にあっては、請負業務成績評定通知書の写しを添付すること。



新

5) 関連資料

「同種又は類似業務」の業務実績として記載した業務に係る契約書等の写し(業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる契約書、仕様書、業務計画書、業務報告書等の該当ページ)を提出すること。

ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(以下「TECRIS」という)」に登録されており、かつ、その登録内容によって業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

なお、登録されている業務であっても、TECRISの登録データで必要な全ての内容が確認できない場合には、業務実績の内容や配置予定管理技術者が業務に従事したこと等が確認できる書面を提出すること。

なお、「同種又は類似業務」としての実績が全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の発注した業務に係る実績である場合にあっては、請負業務成績評定通知書の写しを添付すること。

3. 過年度関連業務資料のデジタル情報による閲覧について

- 入札契約手続き作業の負担軽減及び効率化を図るため、令和2年度から原則として公募方式において実施、また、新型コロナウイルス感染防止対策として現在一般競争方式まで拡大して実施している過年度関連業務資料のデジタル情報での閲覧について、令和3年度においても引き続き全業務において実施する。

【手続きイメージ】

